

[事案 2025-84] 新契約無効請求

・令和 8 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効と既払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 1 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約の無効と既払保険料の返還を求め、それが認められない場合には、解約返戻金の返戻率を 95.6%程度まで引き上げることを求める。

- (1) 契約時に募集人から、65 歳を過ぎたら損をすることなく必要な金額だけおろせると説明されたため、65 歳以降に解約した場合に受け取る金額が払込保険料を上回る保険であると誤信して本契約を締結した。
- (2) 自分は、終身の死亡保障ではなく、将来の病気等による入院費用の負担を考慮し、特約付きの病気入院保障を求めているものであり、医療保障に関する特約が付加されているものと誤信して、本契約を締結した。
- (3) 上記 (1) (2) にもとづき本契約の無効と既払保険料の返還を求め、それが認められない場合には、解約返戻金の返戻率を 95.6%（自分は本件申立時においては 65 歳時点の返戻率が同割合であると認識していたが、保障設計書には 75 歳時点の返戻率として記載されている割合）程度まで引き上げることを求める。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、保障設計書の「保障内容」等を用いて保障内容を説明しており、「死亡保険金・解約返戻金などの推移」を用いて経過年数ごとの解約返戻金等の推移を説明している。
- (2) 申立人が募集人から「65 歳以降であれば解約等による不利益は生じない」との説明を受けたとする主張については、募集人が申立人に対して、申立人の主張するような説明をした事実はない。
- (3) 本契約の解約返戻金については、約款において、「会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額」とする旨が定められており、本件で約款外の特例的な取り扱いをする事情は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。